

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案について

1 改正の趣旨

防衛力の抜本的強化のためには、これまで以上に個々の自衛隊員に知識・技能・経験が求められており、防衛力整備計画について（令和 4 年 1 2 月 1 6 日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、「サイバー領域等で活躍が見込まれる専門的な知識・技能を有する人材を取り込むため、柔軟な採用・登用が可能となる新たな自衛官制度を構築する」とされているところ、公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する部外の人材を任期を定めた自衛官として採用する制度を導入することから、自衛隊法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 7 9 号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

専門的な知識経験を有する隊員の育成に相当の期間を要するため、部内で確保することが一定の期間困難である場合及び専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るもので当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合に準ずる場合の規定に自衛官を加える。（第 5 3 条の 2 関係）

3 施行期日

令和 6 年 1 0 月 1 日

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について

1 改正の趣旨

防衛力の抜本的強化のためには、これまで以上に個々の自衛隊員に知識・技能・経験が求められており、防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、「サイバー領域等で活躍が見込まれる専門的な知識・技能を有する人材を取り込むため、柔軟な採用・登用が可能となる新たな自衛官制度を構築する」とされているところ、公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する部外の人材を任期を定めた自衛官として採用する制度を導入することから、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 隊員の採用について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条の2の規定により任期を定めて採用される自衛官を、試験により採用する自衛官から除く。（第21条関係）
- (2) 自衛隊法第36条の2の規定により任期を定めて採用される自衛官の採用時の階級は、採用しようとする者の有する専門的な知識経験、業務の困難度等を勘案して決定する必要があることから、防衛大臣が定める階級に採用することができる旨を規定する。（第24条第4項関係）
- (3) 自衛隊法第36条の2の規定により任期を定めて採用される自衛官について、誓約書への署名を行わせる対象から除く旨を規定する。（第59条関係）

3 施行期日

令和6年10月1日